別紙４（第１２条第１項関係）

第２弾佐賀県中小企業生産性向上支援補助金に係る一者選定理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名： |  |
| 設置場所（店舗名等） |  |
| 契約する事業者名 |  |
| 契約する対象 |  |
| メーカー、型番・機種番号等 |  |
| 一者となる理由を以下の４つから１つ選択してチェックしてください。□**オーダーメイド**□**メーカー直販**□**特定代理店販売****□上記のほか、佐賀県イノベーションセンターが認めるもの　（該当記号　　　　）** |
| ※経緯や補足説明等を簡潔に記載してください |

（注）２者見積書の入手が困難な理由としては、オーダーメイドや、メーカー直販、特定代理店販売により販売経路が限られている場合、又は、下記に掲げるセンターが認める場合となります。

佐賀県産業イノベーションセンターが認めるもの

ア 取扱店一店のため随契

特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上２者以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 定価販売品につき随契

購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく２者以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。（書籍、図書券等）

ウ 購入店（修繕等）と随契

物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。

エ 過去の指名競争入札等による契約と同等の随契

過去６ヶ月以内において、当該購入予定物品と種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積合せの方法で締結した場合）を既に締結したことのある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。

オ 現在履行中の契約と関連した随契

現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。

カ 既に随契により事業に着手済のため

既に随契により事業に着手しており、２者以上から見積もりを徴取することが困難であるとき。